

予 算 要 求 資 料

令和3年度当初予算 支出科目 款：農林水産業費 項：林業費 目：県産材流通対策費

| |
|--|
| 事業名 東京オリンピック・パラリンピック県産木材 ブランド力活用事業費 |
|--|

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

林政部 県産材流通課 販路拡大係 電話番号：058-272-1111(内3015)

E-mail：c11545@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 5,110千円(前年度予算額：4,729千円)

<財源内訳>

| 区 分 | 事業費 | 財 源 内 訳 | | | | | | | |
|-----|-------|------------|------------|------------|----------|-----|-----|-----|------------|
| | | 国 庫 支出金 | 分担金 負担金 | 使用料 手数料 | 財産 収入 | 寄附金 | その他 | 県 債 | 一 般 財 源 |
| 前年度 | 4,729 | 1,564 | 0 | 0 | 0 | 0 | 849 | 0 | 2,316 |
| 要求額 | 5,110 | 1,712 | 0 | 0 | 0 | 0 | 933 | 0 | 2,465 |
| 決定額 | 5,110 | 1,712 | 0 | 0 | 0 | 0 | 933 | 0 | 2,465 |

2 要求内容

(1) 要求の趣旨(現状と課題)

- ・2021年開催の東京オリンピック・パラリンピック競技大会では、メイン会場となる新国立競技場をはじめ、多くの競技会場等で木材を使用されることから、これらの施設に県産木材を使用することは、本県の優れた木材資源と加工技術を国内のみならず海外に向けてPRする絶好の機会と捉え、施設関係者に向けた営業及びPRを行ってきた。
- ・さらに県は、全国の木材を活用し、レガシーとして後利用を行う事業スキームで建築される『選手村ビレッジプラザ』に6市町村(関市、中津川市、郡上市、下呂市、白川町、東白川村)と協働で参画し、選手村ビレッジプラザへ棟単位での県産木材の提供に取り組んできた。
- ・大会終了に伴う施設解体後は、提供木材が返却されるため、これを効果的に後利用することで、東京オリ・パラ参画の証としてその魅力をPRして地域ブランド力の向上を図り、県産材の利用拡大につなげる必要がある。
- ・このため、県と6市町村及び県・民間企業・団体に構成する「岐阜県「東京オリ・パラ」県産木材利用促進協議会」と連携し、提供木材の効果的な後利用について検討する。

(2) 事業内容

後利用に係る打合せ・検討会開催等経費 (880 千円)

- ・東京オリ・パラ組織委員会や関係団体との打合せ等にかかる経費
- ・協議会の運営等に係る経費
- ・後利用に係る検討会開催等経費

選手村ビレッジプラザ提供木材の運搬・保管管理等経費 (4,230 千円)

ビレッジプラザ解体後の提供木材の移送・後利用に供するまでの保管に係る経費

(3) 県負担・補助率の考え方

- ・提供木材の運搬費 1,867 千円の 2 分の 1 は 6 市町村が負担
- ・それ以外の費用は、すべて県の負担

(4) 類似事業の有無

無

3 事業費の積算内訳

| 事業内容 | 金額 | 事業内容の詳細 |
|------|-------|-----------------|
| 旅費 | 753 | 業務旅費、費用弁償 |
| 需要費 | 60 | 消耗品費、会議費 |
| 役務費 | 7 | 郵便、電話 |
| 使用料 | 60 | 協議会、後利用検討会会場借上費 |
| 委託費 | 4,230 | 提供木材の移送・保管管理業務 |
| 合計 | 5,110 | |

決定額の考え方

4 参考事項

(1) 各種計画での位置づけ

県産材の販路拡大は第 3 期岐阜県森林づくり基本計画 (H29 ~ R3) における「国内外への県産材需要拡大プロジェクト」に位置づけられている。

(2) 後年度の財政負担

令和 3 年度中に後利用方針及び具体的な設計を図り、翌年度以降に後利用を実施する。

(3) 事業主体及びその妥当性

選手村ビレッジプラザへの木材提供事業は、県先導のもと行ってきたものであることから、後利用についても県が主体となって、関係市町村・団体と連携して進めていく必要がある。

事業評価調書（県単独補助金除く）

新規要求事業

継続要求事業

1 事業の目標と成果

（事業目標）

東京オリンピック・パラリンピック競技大会終了後、選手村ビレッジプラザへ提供した木材を、本県の大会参画の証として後利用することにより、同時に県内外へその魅力をPRし、県産木材のブランド力の向上と販路拡大につなげる。

（目標の達成度を示す指標と実績）

| 指標名 | 事業開始前 | 指標の推移 | 現在値 | 目標 | 達成率 |
|--------------|---------------------------|-----------------------------|----------------------------|---------------------------|-------|
| ぎふ性能表示材製品出荷量 | 1千m ³ (H22) | 8.2千m ³ (H27) | 9.2千m ³ (R1) | 50千m ³ (R3) | 18.4% |

指標を設定することができない場合の理由

（前年度の取組）

- ・実績なし（東京2020の開催が1年延期となったため）

（前年度の成果）

- ・実績なし（東京2020の開催が1年延期となったため）

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

| | |
|---|---|
| ・事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か） ：必要性が高い、 ：必要性が低い | |
| (評価) | 東京オリンピック・パラリンピックは国内のみならず全世界が注目するイベントであり、その代表的な施設である選手村ビレッジプラザの建材として用いられた県産木材の効果的な後利用は、地域ブランドとしてのPR効果が図られ、波及効果は非常に大きい。 |
| ・事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか） ：概ね期待どおり又はそれ以上の効果が得られている、 ：まだ期待どおりの成果が得られていない | |
| (評価) | - |
| ・事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか） ：効率化は図られている、 ：向上の余地がある | |
| (評価) | 後利用検討に係る費用等、必要最小限の経費を計上しているが、返却された提供木材を効果的に後利用されれば、東京オリ・パラの参画の証としてだけでなく、県産木材のブランド力の向上及び利用拡大などの効果が見込まれる。 |

(今後の課題)

| |
|--|
| 協力市町村及び民間事業者と協働で、提供木材の後利用を検討し、東京オリ・パラ参画の証（ウッドレガシー）として県産木材の魅力を長期にわたってPRしていく必要がある。 |
|--|

(次年度の方向性)

| |
|---|
| 東京オリ・パラ関連施設の整備状況を逐次把握し、必要に応じてPR・営業活動を継続しながら、競技大会終了後の返却木材の後利用について検討していく。 |
|---|

予 算 要 求 資 料

令和3年度当初予算 支出科目 款：農林水産業費 項：林業費 目：県産材流通対策費

事業名 きのご原木林再生・利活用モデル整備事業

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

林政部 県産材流通課 資源活用係 電話番号：058-272-1111(内 3014)

E-mail：c11545@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 300千円(前年度予算額：1,650千円)

<財源内訳>

| 区 分 | 事業費 | 財 源 内 訳 | | | | | | | |
|-----|-------|------------|------------|------------|------------|-------|-----|-----|------------|
| | | 国 庫 支出金 | 分担金 負担金 | 使用料 手数料 | 財 産 収 入 | 寄 附 金 | その他 | 県 債 | 一 般 財 源 |
| 前年度 | 1,650 | 775 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 875 |
| 要求額 | 300 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 300 |
| 決定額 | 300 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 300 |

2 要求内容

(1) 要求の趣旨(現状と課題)

経緯・現状

きのご産業は、かつては山間部において、地域の広葉樹林から生産原料となる資材(きのご原木)を供給して生産される主要な生業であった。

岐阜県においても同様に、きのご原木や薪炭材用として利活用されるなど広葉樹林が多様な形で循環利用されていた。

しかし、高度経済成長期以降、スギ・ヒノキといった針葉樹人工林の生産拡大や原木きのご生産者の減少に伴って広葉樹林の利用が人々から疎遠となり、岐阜県内でも地域内の広葉樹林は放置され高齢林化が進行するとともに、広葉樹資源を供給する施業技術も廃れていき、良質なきのご原木の供給は不安定な状態となった。さらには、東日本大震災の影響で、全国的に原木価格は高騰し、県内きのご生産者がきのご原木の調達にかかる負担は増している。

課題

- ・県内の利用期を迎えながら利用されていない広葉樹林をきのご原木の供給林として利活用することで、きのご原木林の地産地消を促進し、安定供給を図る必要がある。

- ・広葉樹林の施業は建材として活用されるスギ・ヒノキ林と比べて作業の内容や効率は大きく異なり、広葉樹林の利活用の方が減少したことにより、経験と技術を持つ人材の高齢化が進み激減している状態であることから、施業や搬出の技術やコスト等のデータがなく、きのこ原木の県内の安定供給に向けた施業手法の確立と普及が必要である。

(2) 事業内容

令和 2 年度の施業箇所とは異なる搬出方法、立木密度での広葉樹林施業(きのこ原木生産)に取り組む他施業箇所のもとへ現場調査し、データを取得・分析する。

令和 2 年度の施業実施箇所において設置した比較プロットの萌芽更新を追跡調査する。

(3) 県負担・補助率の考え方

県：10/10、県のモデル整備手法の策定のため

(4) 類似事業の有無

里山林整備事業

自伐林家地域森林整備事業

早生樹導入指針策定費

3 事業費の積算内訳

| 事業内容 | 金額 | 事業内容の詳細 |
|------|-----|---------|
| 旅費 | 300 | 業務旅費 |
| 合計 | 300 | |

決定額の考え方

4 参考事項

(1) 各種計画での位置づけ

第 3 期岐阜県森林づくり基本計画 (H29 ~ R3 年度) 特用林産の振興

(2) 国・他県の状況

青森県 県産きのこ原木供給体制整備事業
ほか4県にて原木供給に関して取り組まれている。

(3) 後年度の財政負担

きのこ原木林(広葉樹林)施業を普及定着するためには、県内各地で供給技術・コストの検証をおこなう必要があるため継続が必要である。

(4) 事業主体及びその妥当性

県

全国的なきのこ原木の不足及び高騰に対し県内の未利用の広葉樹林を活用し、県産きのこ原木の供給量の増加を図ることを目的とした事業であり、県が事業主体となることが妥当。

事業評価調査書

| |
|--------|
| 新規要求事業 |
| 継続要求事業 |

1 事業の目標と成果

(事業目標)

・何をいつまでにどのような状態にしたいのか
きのこ原木の安定供給に向けて、きのこ原木を供給するための広葉樹林施業のモデル的事例をつくり、林業事業体に施業技術の普及定着を図り、県内きのこ生産者への生産原料資材の安定的な供給体制を構築することで、令和6年度までに県内の原木きのこ生産者が調達する原木を平成30年次の151,174本から160,000本まで引き上げる。

(目標の達成度を示す指標と実績)

| 指標名 | 事業開始前 | 指標の推移 | | 現在値 | 目標 | 達成率 |
|-------------------|-----------------|-------|------|-----------------|-----------------|-----|
| 原木きのこ生産者が調達する原木本数 | 114,614 (R元) | (R2) | (R3) | 114,614 (R元) | 160,000 (R6) | % |

指標を設定することができない場合の理由

| |
|--|
| |
|--|

(前年度の取組)

・事業の活動内容(会議の開催、研修の参加人数等)
試験地(モデル林)を白川町にて確保し、白川町椎茸原木購入組合に業務委託し、きのこ原木生産における広葉樹林施業の実施に取り組んだ。

(前年度の成果)

・前年度の取組により得られた事業の成果、今後見込まれる成果
きのこ原木生産における選木・伐倒・搬出などの各施業工程、コストのデータを取得した。森林文化アカデミーにより、取得したデータを分析・検証することができた。

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

| | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か） ：必要性が高い ：必要性が低い | |
| (評価) | きのこ原木林(広葉樹林)のモデル施業の実施により、データの収集・分析を行い、林業事業体に普及を図ることにより、きのこ生産者に対する生産原料資材の安定供給につながるとともに、未利用な県内広葉樹林の有効活用・再生につながるため。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか） ：概ね期待どおりまたはそれ以上の成果が得られている ：まだ期待どおりの成果が得られていない | |
| (評価) | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか） ：効率化は図られている ：向上の余地がある | |
| (評価) | きのこ原木林をモデル的に整備し、基礎となる調査データの取得及び分析結果が得るとともに、林業事業体に普及を図ることで、原木林再生に向けた普及がはかれる。 |

(今後の課題)

| |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・手間のかかるきのこ原木林施業においても採算性が取れることをデータ検証により、林業事業体に広く普及させる必要がある。 |
|--|

(次年度の方向性)

| |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・比較対象となる他施業箇所データを取得し、複数箇所における施業データの分析、検証をおこなう。 |
|--|

予 算 要 求 資 料

令和3年度当初予算 支出科目 款：農林水産業費 項：林業費 目：県産材流通対策費

事業名 特用林産物ブランド力強化事業費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

林政部 県産材流通課 資源活用係 電話番号：058-272-1111 (内 3014)

E-mail：c11545@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 800千円 (前年度予算額： 800千円)

<財源内訳>

| 区 分 | 事業費 | 財 源 内 訳 | | | | | | | |
|-----|-----|------------|------------|------------|------------|-----|-----|-----|------------|
| | | 国 庫 支出金 | 分担金 負担金 | 使用料 手数料 | 財 産 収 入 | 寄附金 | その他 | 県 債 | 一 般 財 源 |
| 前年度 | 800 | 362 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 438 |
| 要求額 | 800 | 362 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 438 |
| 決定額 | 800 | 362 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 438 |

2 要求内容

(1) 要求の趣旨(現状と課題)

現状

- ・近年、海外からの安価な食料品の輸入増加や食品の産地偽装問題などにより、消費者が食に対する安全安心を求めるようになり、国産食料品の需要が高まっている。また、海外からの日本産食品や和食への注目は高く需要は増加傾向にあり、和食に使用される食材として、特用林産物の価値・認知度が高まることが期待されている。
- ・さらに、当県においては、「大嘗祭」に供納される農林水産物に「原木しいたけ」が選定されるなど高い評価を受けている。

課題

- ・特用林産物生産者を取りまとめる組織団体が県内にないこと、各団体においても小規模零細事業者が中心であることから、消費者のニーズを収集し県内事業者還元する能力や、「大嘗祭」に供納される農林水産物に「原木しいたけ」が選定されるといったブランド力の向上につながる情報であっても、情報発信する能力が乏しいため、情報発信力を強化する必要がある。

将来性

- ・岐阜県産の特用林産物としてのブランド力を強化し、消費者への認知度を高め更なる需要の創出・拡大を図ることで、岐阜県の有力な産業として再度確立するとともに、特用林産物生産に従事する者の増加が期待される。

(2) 事業内容

- ・「岐阜県産」特用林産物における販路の開拓・拡大に向けた飲食業界・宿泊業界・土産物業界等とのビジネスマッチングの実施。

(3) 県負担・補助率の考え方

県：10 / 10

岐阜県全体の特用林産物のブランド力の底上げ、強化を図ることが目的であるため、県の負担は妥当

(4) 類似事業の有無

特用林産物競争力強化・販路拡大支援事業

3 事業費の積算内訳

| 事業内容 | 金額 | 事業内容の詳細 |
|------|-----|---------|
| 報償費 | 12 | 検討会報償費 |
| 旅費 | 76 | 委員等業務旅費 |
| 消耗品費 | 22 | 資料作成 |
| 役務費 | 20 | 通信費 |
| 委託料 | 670 | パイヤー手配等 |
| 合計 | 800 | |

決定額の考え方

4 参考事項

(1) 各種計画での位置づけ

第3期岐阜県森林づくり基本計画 特用林産の振興

(2) 国・他県の状況

愛知県 いいともあいち農林水産物ブランド力強化事業
ほか12府県において取り組まれている。

(3) 後年度の財政負担

きのこ等特用林産物の振興推進には、原木しいたけのブランド力強化に向けた継続的な財政負担が必要である。

(4) 事業主体及びその妥当性

事業主体：県

岐阜県全体の特用林産物のブランド力の底上げ、品質に対する情報発信の場の提供を行う事業であり、県の負担は妥当

事業評価調書

新規要求事業

継続要求事業

1 事業の目標と成果

(事業目標)

・令和6年度までに販路の開拓・拡大に向け、飲食業、宿泊業等を中心にビジネスマッチングを図り、県内産特産林産物の安定供給と需要の拡大を図る。

(目標の達成度を示す指標と実績)

| 指標名 | 事業 開始前 | 指標の推移 | | 現在値 (R2年度末時点) | 目 標 | 達成 率 |
|-----------|-----------|-----------|-----------|------------------|-----------|---------|
| | | 1 | 2 | 1 | | |
| ビジネスマッチング | 0 (R1) | 1 (R2) | 2 (R3) | 1 (R2) | 5 (R6) | % |

指標を設定することができない場合の理由

(前年度の取組)

・事業の活動内容（会議の開催、研修の参加人数等）
きのこ生産者がバイヤー（買い手）の視点を学ぶための講演会と、生産者とバイヤーがビジネスマッチングを行うための交流会を開催（予定）
参加人数：40名（予定）、開催日：令和3年2月16日（予定）

(前年度の成果)

・前年度の取組により得られた事業の成果、今後見込まれる成果
きのこ生産者は、バイヤー視点に配慮した生産物を生産することにより、商品力の向上、ブランカ力強化をはかることができる。
また、きのこ生産者とバイヤーとのマッチングにより、販路拡大が促進される。

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

| | |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か） ：必要性が高い ：必要性が低い | |
| (評価) | 消費者の関心が高いブランド指標の一つである特用林産物の安心・安全性について、生産者と流通関係者等とのビジネスマッチングに向けた商談会を開催することにより、ブランド力の強化、新たな需要の創出が見込まれる。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか） ：概ね期待どおりまたはそれ以上の成果が得られている ：まだ期待どおりの成果が得られていない | |
| (評価) | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか） ：効率化は図られている ：向上の余地がある | |
| (評価) | ビジネスマッチングの確立により、安心・安全な特用林産物であることをPRできるため、ブランド力の強化が図られる。 |

(今後の課題)

| |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ビジネスマッチングの確立に向けた生産者団体等の連携に向けた共通認識の統一が必要となる。 |
|--|

(次年度の方向性)

| |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・外食産業への売り込みに向け、安定した需要に対する供給体制のPRが必要となるため、継続した普及が必要となる。 |
|--|